

都留市自治基本条例検討審議会 第4回会議録

日 時：平成20年11月11日（火） 午後2時03分～午後3時20分

場 所：都留市役所三階大会議室

出席者：中村陽一委員、国田正己委員、澤田洋一委員、清水王也委員、杉田規子委員
角田康則委員、中嶋公子委員、宮井幸二委員、山田ふじ子委員、渡辺讓委員
新本恵梨子委員

欠席者：今谷明委員、小俣武委員、橘功委員、前田春明委員、森嶋美子委員、細田晃造委員

事務局：佐藤総務部長、奈良政策形成課長、菊地政策形成課長補佐
山口政策担当主査、中野政策担当副主査、河野政策担当主事

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 都留市自治基本条例（案）について
 - (2) その他
- 4 「都留市自治基本条例の策定について」の答申について
- 5 閉会

1. 開会（事務局）

（午後2時03分開会）

○司会（事務局）

それでは、定刻となりましたので、都留市自治基本条例検討審議会の第4回会議を始めさせていただきます。

まず、最初に、お手元の資料につきましてご確認をお願いします。会議資料につきましては、事前に、資料4-1として、「都留市自治基本条例 素案」を送付いたしておりますが、先ほど差し替えさせていただいております。また本日、資料4-2として「市民案と条例素案のスケルトン比較」、資料4-3として「自治基本条例策定スケジュール」を配布しておりますが、お手元がない方はお申し出ください。

（会議資料の所持を確認）

2 会長あいさつ

○司会（事務局）

それでは、ここで「会長あいさつ」となっておりますが、本日、今谷会長が所要のため、急遽欠席との連絡を受けております。代わりまして、副会長の中村委員からごあいさつをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○中村副会長（あいさつ）

今日は、今谷会長が、急遽所要ということで、代役を務めさせていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中、ありがとうございます。6月29日に諮問の際、市長よりご挨拶もありましたように、都留市らしい個性あふれる自治基本条例を作っていこうということで審議を進めてまいりましたけれども、本日、最終のご議論をいただくことになると思います。最後の詰めということで、ぜひ、建設的なご意見をいただきたいと思っております。限られた時間ではありますが、スムーズな進行にご協力いただきますよう、ご審議の程をよろしくお願いします。

○司会（事務局）

ありがとうございました。

3 議事

○司会（事務局）

それでは、これから議事に入りたいと存じます。会議の議長につきましては、本審議会設置条例第5条第3項によりまして、「会長が議長となる」ことになっております。

また、第5項に、「会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する」ことになっております。よって、本日は、中村副会長に議長を、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは早速始めさせていただきます。なお、発言される方は、挙手をされた後にお名前を述べてから、必ずマイクを使って発言をお願いします。それ以外は、今までどおり活発なご意見をいただければと思います。

○議長

まず、最初に、「都留市自治基本条例（案）について」ということで、これまでも意見交換してきましたけれども、若干の修正点もございますので、事務局より説明をお願いします。

（会議資料4-1により説明）

○議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明のとおり、今日この後、この「都留市自治基本条例素案」について、ご審議いただきまして、その後「自治基本条例（案）」として、市長に答申を行う予定にいたしております。

また、委員の皆様には、前回第3回会議に当たっての慎重審議ののち、10月1日から20日までの、パブリックコメントや、併せてその期間、再度意見を伺った上で、最終案とお送りしたのに対しまして、市役所内に組織する制定推進班から等により、助詞や文言の表現等に対する修正されたものが、本日配布された資料とのことです。先ほど事務局の説明とおり、法制的な表現に対する修正に関するものがほとんどであります。

つきましては、委員の皆様からの意見としましては、第12条2項の“「教育首都つる」を目指した”を入れた方が良いとの意見一件が出されておりますが、まず、それにつきまして、審議いただきたいと思いますが、法的な表現に対する修正についてはよろしいでしょうか。

（質問・意見なし）

それでは、3ページの第12項2項についてですが、10月28日段階での素案ではいったん削除されたものですが、入れたほうが都留市らしいという指摘がありまして、復活したものであります。何かご意見はありますでしょうか。

○委員

これは、確かに普遍的でないという意見も分かりますけれども、最初の条例を作るときに都留市らしい条例をつくるということであったので、あえて「教育首都つる」を入れたほうが具体的になって良いのではないかと思ひ、提案させていただきました。

○議長

他にこれに関してご意見はありますか。前回、「教育首都つる」を削除した方が良いという意見だった方はいらっしゃいますか。

「教育首都つる」という言い方は、総合計画の範囲の中では目指すべき方向（市の方針）としているのだと思いますが、基本的にはこの後もこの方向は続けられると考えてよろしいですか。

○事務局

第5次総合計画の10カ年計画の中で位置づけておりますので、10年の間は、途中で見直しが無い限り位置づけています。

○委員

今事務局の方から説明がありましたように、今後の10年間ということもありますけど、基本的に、都留市らしさと都留市が何を狙っているかを自治基本条例には載せた方がいいと思います。教育首都つるって言うものは、10年を越えて変わる可能性はあるもちろんありますけれども、それは見直しということもできますので、そのときに決めたら良いのではないかと思います。やはり、今後都留市がどういうものを目指して市政を行っていくかと考えた場合、やはり教育首都というものは押さえておかなければならないところではないかと思います。やはりそういうもの考えると、「教育首都つる」というものは入れておいた方がいいのかなと思います。

○議長

はい、ありがとうございます。ということですが、いかがでしょう。

今のところ、賛成意見がお二人から出ました。会長がおりますと、まさに都留文科大学の責任者でございますから大学としてのお考えをお聞かせいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。特に反対

の意見は無いということによろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

それでは、ここはこの案どおり「教育首都つるを目指した」という文言を入れるということにしたいと思えます。

次に、4ページところの修正を、意味が分からないようなものではないと思えますが、よろしいでしょうか。その組織をというものを入れたほうが分かりやすいということですね。

それでは5ページでございますが、ここは皆様のご意見をうかがってみたいと思うところがございます。第29条意見聴衆制度の2項のところですね。かつこの中にありましたワークショップ等という言葉、それから、パブリックコメント等という例示の部分削除するという案になっておりますが、どうでしょうか。意見をお聞かせいただければと思えます。

○委員

今、都留市のまちづくりのあらゆる部門において、ワークショップ等は市民参加の代表的な言葉ですね。具体的に表現的にこのような文言を使った方が良くと思えます。集団的検討作業という言葉よりはワークショップやパブリックコメントなどの言葉を使い、市民参加の代表的な都留市の言葉としていただくほうが良いと思えます。

○委員

今、意外と横文字というものは使わないですね。無いのであればここも横文字を入れなくても良いと思えます。これが無くてもわかる内容ではないかと思えます。削除しても成立する文章であると思えます。ワークショップやパブリックコメントなどの言葉は、一般化されているようで浸透されていないように感じていますので、自治基本条例として果たしてこの言葉を入れていいのかと思えます。できれば削除した方が良いのではないかと思えます。

○議長

ありがとうございます。これは、市民案ではどうされておりましたか。

○委員

はい、市民案では、実はワークショップという言葉については特に謳っていないのですが、パブリックコメントについては、条文の中でパブリックコメント制度という文章を載せています。第30条という条文を作って、あえてパブリックコメント制度というものに対して文言をつけています。そういったこともありますので、できれば載せていただきたい。パブリックコメントという言葉はですね、既に市民権を得ていると思うのです。今回の自治基本条例の素案につきましても、パブリックコメント制度を活用して市民の皆様方に訴えかけていくということもあります。ですので、パブリックコメント制度については、市民案については載せてあります。

それですね、今ワークショップという言葉について、委員から「まだ市民権を得ている言葉とはいえないのではないか」という言葉がありました。確かに、一般の方々には聞きなれないような言葉かもしれません。ただ、学生さんに話を聞いたら、ワークショップという言葉は授業や会話の中で頻繁に出てくるそうです。ですので、ワークショップという言葉が市民権を得るのは時間の問題ではないかと思えます。なので、ワークショップという言葉をあえて入れることによって、市民の皆さんに「こういうことがあるんだよ」ということを示しているのではと思えました。パブリックコメントも同じですけど。後は、皆様方の議論で検討していきましょう。

○議長

はい、今のところそれぞれの意見が出ておりますので、もう少し他の委員の皆様にも、ご意見があれば伺いたいと思えます。

○委員

やっぱり分かりやすい条例をということですから入れない方が良くと思えます。先ほど委員がおっしゃったように、こういう言葉についてどのように考えていけば良いか分からないという人も大勢いると思うんです。そういう横文字のわかりにくいものは、あまり入れない方が良くように思い、私も賛成です。

○委員

ワークショップ等と、パブリックコメント等と書いてあるのですが、ワークショップやパブリックコ

メント以外にも何かあるということなのでしょうか。

○議長

私の解釈で言うならば、「等」って書いてあるということは、当然それ以外にもあるということです。確かに、ワークショップは今、あたかもこういう手段で検討会を開いて行うことの代名詞になっておりますけど、それは他にもグループディスカッションというものもあったり、テーマによってはディベートというものもあったりします。奇しくも全て横文字ではありますけど、大体このようなものは海外から来る手法なので、どうしても横文字になってしまいますね。パブリックコメント等の「等」については、パブリックコメントが非常に市民権を得ており、半ば行政用語化しておりますので、「等」の他のやり方については、ワークショップ等の「等」よりはちょっと比重が落ちると思いますけど。海外ではパブリックコメント以外のやり方もあるんですけど、日本で市民権を得ているものは基本的にパブリックコメントとなっています。

○委員

ありがとうございます。このワークショップ等やパブリックコメント等というところは、「等」ではなくてワークショップともう1つ、先ほど教えていただいた言葉を加えて2つ載せていただくと、イメージがしやすいと思えました。ひとつだけだと、この1つだけに縛られるような感じもしたので、もし載せるのであれば、もう1つの事例も入れたほうが私はイメージしやすいと感じました。

○議長

はい、ありがとうございます。大体ご意見は出揃ったということですのでよろしいですか。

○事務局

今の委員の話で、我々も1つだけ挙げて「等」とは少し抵抗があり、と言っていくつ挙げなきゃいけないかという話にもなりまして、それならばここを説明するためには逐条解説に移して解説した方が良いというように判断しました。パブリックコメントにつきましては、私どもの方でも使っておりますが、これを「等」と入れているのはそれ以外にも手法がありまして、イコールパブリックコメント制度だけじゃない、ワークショップもそれだけではないので「等」でおいておりますけれども、2個並べて3個並べるとなると、余計条例が煩雑になってくる。それで、「等」で1個だけ並べるよりも丁寧に逐条解説でその部分を解説した方が良いかどうかということで、ここでご検討いただきたいと思えます。このままで分かりやすいとのことでしたらこのままにさせていただきますし、分かりやすくするために逐条解説を整理してそこに移した方が良いということでしたらそうさせていただきます。

○議長

ありがとうございます。逐条解説で意味するところを詳しく解説したいということが事務局の方々の考え方ということなんですけれども、この逐条解説は、市民の目にはこの条例と同じくらいちゃんと触れる形はお考えなんですか。

○事務局

基本的には、ホームページ、その他になってしまいますから、100パーセント見るかどうかについてはなんとも言えないところですけど、できる限り条例とセットで出して行きたいと思えます。けれども、それならここに入れたほうが良いという議論もあるかもしれません。100パーセントとは言い切れないという状況ではあります。

○議長

先ほどから委員の皆さんのご意見を伺い、事務局からの意見を伺いますと、まず、分かりやすさという点ではどちらの考えもございまして、例示があった方が分かりやすいという人と、例示がまだ一般的でないカタカナの言葉でありますのでかえって分かりづらいと2通りあると思えます。これが世代や普段暮らしておられる環境などでかなり違ってくると思えます。例えば大学などで暮らしている状態ですとこういった言葉はかなり頻繁に聞こえてきますので、あった方がわかりやすいと考える方もおります。これについては、統計を取ったわけではございませんので、どちらが分かりやすくてどちらが分かりにくいという判断がしにくいかと思えます。その点では、あえて分かりやすいから入れるということは市民全体ではいえるか分からないというところだと思います。後は、考え方としては、妥当性や都留市が自治基本条例を定める上での先進性、他の地域へ向けての発信力というようなことで判断していくのかと私は思います。

私見ですけど、そういう点で考えますと、(3)のワークショップ等に関しましては、ワークショップ

だけではないということもございますし、先ほど申しました分かりやすさという点で、ワークショップという言葉が入っているから圧倒的に分かりやすいかというところでもないと感じる方も市民の中にいると思いますから、この原案のように削除して逐条解説で解説していただく。

そして、(4)ですが、パブリックコメントというやり方はまだ全国各地で普及が進んだとは言えない状況ではありますけれども、国や自治体のレベルで現在パブリックコメントを重要な条例の制定の際にはきちんと集めるということはしておりますし、行政用語化しており新聞にも表現される言葉になっておりますので、これについては都留市の先進性を示す意味ではあった方がよさそうな気がするのですが、(3)については削除して(4)については入れるという形はいかがでしょうか。改めて皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○委員

条例ということにこだわって申し訳ないんですけど、このパブリックコメントという言葉日本語に置き換えて書いたらどうでしょう。

○委員

今の委員のご意見はもともとだと思います。これは、完全に2つに分かれると思うんです。私は、「情報等を考慮して決定する制度」と言われるよりも、「パブリックコメント制度」と言われた方がしっくり来るんです。ですから、難しい問題だと思います。で、素案みたいになったと思います。

今副委員長がいうことについても、若干まちづくりを経験された方で無いと分かりづらいということもあります。で、パブリックコメントという制度という言葉については、むしろ「情報等を考慮して決定する制度」と言われるよりも「パブリックコメント」だけの方が分かりやすいのではないかとということなんです。ですから、そういうことを考えますと、一般の皆様方に訴えかけるには併記した方が良いのかなと思います。日本語よりも横文字の方が分かりやすいということもありますよということなんです。

○委員

いろんなご意見を聞いておまして、パブリックコメントを入れなくてもこの条文の意味は分かるんですよね。で、こういう横文字に精通している人にとっては良いんですけども、これがあくまでも市民条例ですから、市民にはいろんな段階がありまして、地域で聞いてみますと、「広報の中にも横文字が多すぎて読みづらいからもっと横文字を少なくして欲しい」という意見も出されているんです。だから、ましてやこれを入れなくてもこの条文は意味が通るわけですから、私は入れなくても良いと思っております。

○議長

一委員として申し上げますと、この市民から出された意見・情報等を考慮して決定するということは、これまでも行政はそういう風にやってきたと言ってきたんです。けれど、市民から見て本当にそういうようにやっているのかと思うところが多かった。それで、これをきちんと制度化しようということでパブリックコメントという制度が全国に浸透して行ったという経緯がありますので、パブリックコメントという言葉自体は確かに日本語としてはまだまだ分かりづらいんですけども、同じではないんです。市民から出された意見・情報を考慮して決定するということは今まで行政は何度も繰り返し入ってきた言葉ですので、しかしそれを内実化するためには、今全国で広がっている仕組みに対して都留市もきちんとそれに則った考えでいきますよという宣言と考えると、例示というよりも中身を表しているものとして受け止めたいと私は思うんですが、この先は皆さんとの合議で決めたいと思っております。

○事務局

事務局の方で整理させていただいているわけですが、ただ今の皆様からのご意見を伺っている中で、先ほど副会長からパブリックコメントを例示ではなくて前面に出し他方が妥当ではないかという意見も出しましたが、都留市ではパブリックコメント制度を、要綱を設置して全て意見を聞くような取り組みを進めております。今の話を承りますと、パブリックコメント制度を前面に出すひとつの考え方もあるのかなと思います。今まではパブリックコメント制度等という例示の仕方として皆さんから話を伺う中ではずした方が良かったほうが良いかという議論でしたが、このパブリックコメント制度を前面に出して、パブリックコメント制度によって意見を表明していただくという明確な表現にかえるという形はいかがでしょう。

○議長

ありがとうございました。今、事務局から若干の修正案が提示されましたけれどもいかがでしょうか。

前回の市民案ではカタカナ文字言い換え用語集が出ましたね。あの中にパブリックコメントはありましたっけ。ありませんでしたっけ。

言い換えた日本語が普及しているかというしてないんですけど、制度の名前ですから。

○委員

現にパブリックコメント制度があるわけですから、あえてそれを隠さずに前面に出す方が良いと思います。市民案もパブリックコメント制度について前面に出しています。市民案として出すということになった時も、パブリックコメント制度について勉強しました。その上で、パブリックコメント制度っていうものを前面に出したわけで、市民案の中の第30条にパブリックコメント制度を載せました。こんなことを考えれば、ここは意見聴衆制度と言うところですので、今事務局がおっしゃったようにこういうところにパブリックコメント制度と書いたほうが、逆に都留市の制度そのものへの決意の表明にもなると思います。ですから、事務局の修正案に賛成です。

○議長

ありがとうございました。事務局案自体が修正案として出たということでもございますので、今の修正案の方向でいかがでしょうか。

○委員

今の言葉ですけれども、「パブリックコメント制度等」とおっしゃったのですか。

○議長

一応、こういう文言にしたいというものをもう一度お願いします。

○事務局

もう一度精査していただきます。「情報等を考慮して決定するパブリックコメント制度等への意見表明」というような表現が適切かと思っております。

○議長

ということです。いかがでしょうか。この前に説明する言葉も入っているということで、全然分からないということは無いと思われませんが、いかがでしょう。

○委員

パブリックコメント制度というものがあるんでしたら、庁内で一般化しているということで行政側のご意見があるのであれば、訂正してもやむをえないと思うんですけど、横文字を使うときは分かりやすいように外に説明を加えるなどして市民が分かる条例にしていただければと思います。

○議長

おっしゃるとおりだと思います。ここは先ほど逐条解説の話も出ましたけれど、ここで市民に分かりやすいと思われる表現で解説をするということでお願いいたします。

それでは、この部分は今案が出た形でまとめさせていただければと思います。わかりやすさということはこのような条例では非常に大事なもので、それは十分に意識をしていきたいと思います。

後は、残りの部分について何かご意見はありますか。

(質問・意見なし)

それでは、残り以下の部分はと言うに意見なしと判断いたしまして、これで議題の都留市自治基本条例(案)についてはまとめさせていただきたいと思います。

それでは、議題の(2)のその他について、委員の皆様から何かありますか。

(質問・意見なし)

では、事務局からはなにかありますか。

○事務局

今回、素案をご協議いただきましたけど、この審議会は都留市自治基本条例の検討審議会とすることでご議論いただきまして、この答申にあたって、今まで自治基本条例の前には「仮称」という言葉がついておりましたが、これまでの議論の中で名称については「仮称」を取った都留市自治基本条例(案)ということでのよろしいかどうかご確認をいただきたいと思います。

○議長

一応、確認をしたいと思いますが、都留市自治基本条例検討審議会の審議が終わりまして、素案とい

うものを条例案として市長に提出するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長

はい、ありがとうございます。それでは、この審議会として今日の議論を踏まえたものを都留市自治基本条例案として市長に答申をいたして参りたいと思います。委員のみなさま、4回にわたって会議でのご議論、それから5度にわたっての意見調整、大変お疲れ様でした。本日欠席されております会長に代わる立場で感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。これをもちまして、4階の審議の中ですばらしい条例案が出来上がりましたがけれども、この後、3時5分から市長に来ていただきまして中村副会長さんから聴診をしていただきます。10分ほど時間を取らせていただき、休憩とさせていただきます。長い間ありがとうございました。

— 休憩 10分 —

4 答申について

○事務局

それでは、中村副会長から市長に答申書を手渡していただきます。答申書の写につきましては、先ほど、資料として、委員の皆様へ配布いたしました。

それでは、小林市長、中村副会長よろしくお願ひします。

○中村副会長

市長さんに答申書をお渡しできますこと、やっここまで来たこと、本当にうれしく思います。この自治基本条例の策定につきましては、委員の皆様方のご協力のもと、市民ひとりひとりの、まちづくりに対する、熱い想いが込められております。

この案による条例が制定され、施行された折には、引き続き、私たちも見守ってまいりたいと思いますので、どうか、この条例が、市民のための自治の光り輝くものとして、本市の今後の未来への羅針盤となりますように、お願ひとご期待を申し上げ、答申とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(中村副会長から市長に諮問書を手渡す)

○市長

お礼のごあいさつを申し上げます。皆様方には、6月29日にこの都留市自治基本条例の検討審議会の委員にご委嘱申し上げ、また、条例についての諮問をさせていただきます、4回に及ぶ検討審議会の中では大変ご熱心にご議論していただいたと伺っておりまして、本日中村副会長から答申いただきましたこの条例に対する皆様のごこれまでのご努力に対しまして御礼を申し上げるところでございます。

18年の11月だったと思いますが、市民の皆様が集まってわがまちの自治基本条例を作る会が結成されて、それからちょうど2年たっておりまして、その中で50数回の検討会等が行われたと聞いております。そして、その他にも自治会ですとか協働のまちづくり推進会などでも意見交換会を開催していただいたところがございます。大変感謝申し上げますと共に、地域の特色などが込められた条例ができたことに深く御礼申し上げます。もちろん、進化の可能性は常にあると思いますが、この時点では最高のものができたと思っております。ぜひ、今後も協力しながら議会等へもはかって、1日も早く条例を作ってまいりたいと思っておりますので、変わらぬご支援とご協力を心からお願ひ申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

5 閉会

○司会(事務局)

どうもありがとうございました。以上をもちまして、会議を終了させていただきます。

委員の皆様には、本当にご苦労様でした。

(その後、委員全員も撮影)

(午後3:20 閉会)